

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年 12月20日(水) 15時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 19名(委員総数19名)

| | | | | | | | |
|-----|-----|--------|-----|-------|-----|--------|--|
| 会長 | 1番 | 中浦 優 | | | | | |
| 副会長 | 2番 | 岩倉 節夫 | | | | | |
| 委員 | 3番 | 栗田 美博 | 4番 | 松浦 功 | 5番 | 近藤 茂義 | |
| | 6番 | 赤股 誠司 | 7番 | 雨霧 弘 | 8番 | 山口 靖永 | |
| | 9番 | 西岡 登士男 | 10番 | 林 一典 | 11番 | 鈴木 勉 | |
| | 12番 | 臼杵 慶幸 | 13番 | 白川 清茂 | 14番 | 三原 俊雄 | |
| | 15番 | 西村 登志子 | 16番 | 黒木 輝美 | 17番 | 鈴木 多計士 | |
| | 18番 | 秦 守 | 19番 | 高橋 豊文 | | | |

欠席委員 0名

欠席者

農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 道広

職員 佐野 崇 岡本 尚士 宇賀 順子

議案等

| | |
|-------|--------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条許可申請書審議の件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条許可申請書審議の件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条許可後の事業計画変更の件 |
| 議案第4号 | 非農地証明願承認の件 |
| 議案第5号 | 農業地利用集積計画諮問の件 |
| 議案第6号 | その他 |

議事は次のとおり

会 長 それではただ今より、12月の定例会を開会します。

出席委員は19名中 19名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、7番 雨霧委員さん、8番 山口委員さん よろしくお願ひします。本日の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が 3件あります。御審議よろしくお願ひします。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3条 説明)
(3条申請)

【番号1】 所有権移転(売買) 2筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
- 申請地 吉野字 [] 番 田 1273 m²他 2筆 地籍合計 2152 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 13707 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 8 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和5年12月1日
- 現地調査実施日
令和5年12月6日
- 営農計画書(様式第3号)
麦作、野菜を作付予定
- 農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 310日
- 経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(贈与) 2筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 兼業による経営縮小 ■譲受人事由 経営規模拡大
- 申請地 吉野字 [] 番 5 田 154 m²他 2筆 地籍合計 154.8 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 47673.8 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.2 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和5年11月30日
- 現地調査実施日
令和5年12月6日
- 営農計画書(様式第3号)
米、レタスを作付予定
- 農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 300日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（売買） 8筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模拡大
- 申請地 岸上字 [REDACTED] 番1 田 1708 m²他 8筆 地籍合計 7384 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 83533 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年11月27日
- 現地調査実施日
令和5年12月6日
- 営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
- 農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 365日
- 経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（贈与） 1筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 相手方要望 ■譲受人事由 経営規模拡大
- 申請地 公文字 [REDACTED] 番1 田 510 m²1筆 地籍合計 510 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 510 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年11月28日
- 現地調査実施日
令和5年12月6日
- 営農計画書（様式第3号）
キャベツ、トウモロコシを作付予定
- 農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150日
- 経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（贈与） 2筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模拡大
- 申請地 後山字 [REDACTED] 番4 畑 38 m²他 2筆 地籍合計 471 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 9296 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.3km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年11月20日
- 現地調査実施日
令和5年12月6日

■営農計画書（様式第3号）

筍 野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。番号1と2の担当委員 秦委員さん、よろしくお願いします。

秦委員 (補足説明 3条-1、2)
先般15日に、■■■さんとお会いしまして、お話を伺いました。お話によりますと、数年前から■■■さんと話が出来ていたそうです。実は息子さんの家が田んぼの横にありまして、駐車場がないので駐車場を作りたいということです。駐車場は一部です。■■■さんが要望して、■■■さんがOKということで、話がまとまったそうです。以上です。
番号2の■■■さんと■■■さんの件ですが、■■■との絡みで■■■の冷蔵倉庫を建てる件で、その農地を真っ直ぐにしたいので、■■■さんとの交換という形をとったそうです。それでこのような申請になったそうです。よろしくお願いします。

会 長 続きまして、番号3の担当委員、松浦委員さん、よろしくお願いします。

松浦委員 (補足説明 3条-3)
12月17日に農地を現地確認し、■■■さんと■■■に電話したところ12月18日に双方から電話があり、■■■さんは今まで農地を持っていましたが、農業はしないということで、■■■さんと今回の話がまとまったということです。■■■さんは田んぼが8枚ありまして、その内3枚は■■■さんが一年間小麦を作るということで、後の5枚は雑草や木が生えている状態であります。■■■さんは経営規模拡大のために小麦を作付する予定でございます。

会 長 続きまして、番号4の担当委員、赤股委員さん、よろしくお願いします。

赤股委員 (補足説明 3条-4)
先日19日に現地確認をして参りました。特に問題はないと思われまので、よろしくお願いします。

会 長 続きまして、番号5の担当委員、岩倉委員さん、よろしくお願いします。

岩倉委員 (補足説明 3条-5)
先般、最適化推進委員の山内さんと一緒に、お話をお伺いに行きました。もしかすると現場を知らないかもしれないということで、私も■■■さんのところに行って話をしました。税金は■■■さんの方が払っていますということで、現場のことは話をしました。後は事務局の説明の通りです。よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (5条説明)
(5条申請)
番号1(分家住宅) / 【使用貸借権設定】
 *申請地:炭所東字[]番1 地目 田 面積 290 m²
 *農地区分:第2種農地~町立長炭小学校より北東側約2.1kmに位置する農地
 *申請目的:分家住宅
 ~申請者は現在借家に居住していますが、子供が生まれ手狭となる為に住宅を建てる計画を立てました。両親の農業を手伝うことも考え実家近隣で住宅用地を探したところ、父親名義の農地を利用することに同意が得られたことから本申請に至った。
 *登記簿添付:申請地~1筆
 *被害防除計画書添付済(調整を了している)
 *申請地:盛土~ 30cm
 擁壁~コンクリート擁壁 0.65m~0.75m
 *排水計画:雨水:ため柵を設置し南側水路へ放流
 汚水:合併浄化槽を設置し南側水路へ放流
 *資金調達計画:住宅ローンの事前審査結果を添付
 *確約書添付~土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決
 *土地利用計画図添付
 *土地改良区意見書:まんのう町土地改良区押印添付
 *排水承諾書:地元水利組合押印添付
- 番号2(非農家の自己住宅) / 【所有権移転】**
 *申請地:公文字[]番1 地目 田 面積 402 m²
 *農地区分:第2種農地~町立高篠小学校より北西側約700mに位置する農地
 *申請目的:非農家の自己住宅
 ~申請者は現在借家に居住していますが、子供が生まれ手狭となる為に住宅を建てる計画を立てました。住宅用地を探した所、高齢で農地管理に苦慮していた所有者から売買による所有権移転により宅地として利用することに同意が得られたことから本申請に至った。
 *登記簿添付:申請地~1筆
 *被害防除計画書添付済(調整を了している)
 *申請地:盛土~0.2m
 擁壁~コンクリート擁壁 0.55m~1.0m
 *排水計画:雨水:ため柵を設置し西側用水路へ放流
 汚水:合併浄化槽を設置し西側用水路へ放流
 *資金調達計画:住宅ローンの事前審査結果を添付
 *確約書添付~土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決
 *土地利用計画図添付

- *土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区押印添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号3（非農家の自己住宅）／【所有権移転】

- *申請地：公文字■■■■■番3 地目 田 面積 262 m²
- *農地区分：第2種農地～町立高篠小学校より北西側約700mに位置する農地
- *申請目的：非農家の自己住宅

～申請者は現在両親と同居していますが、弟家族が増え手狭となる為に住宅を建てる計画を立てました。住宅用地を探した所、高齢で農地管理に苦慮していた所有者から売買による所有権移転により宅地として利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

- *登記簿添付：申請地～1筆
- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *申請地：盛土～0.2m
擁壁～コンクリート擁壁 1.0m
- *排水計画：雨水：ため柵を設置し西側用水路へ放流
汚水：合併浄化槽を設置し西側用水路へ放流
- *資金調達計画：預金通帳等の写しを添付
- *確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区押印添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当委員、三原委員さん、よろしくお願いします。

三原委員 (補足説明 5条-1)
17日に現地確認を致しまして、■■■■■さんとお話をしました。息子さんがかえって来るということで、大変喜んでおりました。なにも問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号2と3の担当委員、赤股委員さん、よろしくお願いします。

赤股委員 (補足説明 5条-2、3)
先日19日に現地確認をして参りました。番号2、3も筆は違いますが、同じ土地であります。特に問題はないと思います。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 5 条許可後の承認を伴う
事業計画変更 申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (5 条事業計画変更 説明)
(事業計画の変更申請：5 条許可)
番号 1 (分譲住宅 4 棟) → (工事工期の変更)
*申請地：吉野字 [] 番 1 外 2 筆
*農地区分：第 2 種農地～吉野公民館より南東側約 300m に位置する農地
*許可日、許可番号：令和 [] 日付け [] 農政第 [] 号
*変更理由：工事完了 R5.10.9 → R7.10.9
～申請者が、県知事より農地法 5 条の転用許可を受けた分譲住宅 4 棟
のうち、2 棟の工事が未完であり、当初計画していた完了予定日を過
ぎたため、工期を 2 年間延長するべくこのたびの計画変更に至った。
*登記簿添付：申請地～2 筆
*土地利用計画図、事業計画書添付
*法人登記簿添付

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 3 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 3 号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 4 号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (非農地証明 説明)
(非農地証明願)
番号 1 農業用施設 (露天作業場・農機具置場)
*申請地：造田字 [] 番 6 他 1 筆 地目 田 計面積 194 m²
*農地区分：第 2 種農地～役場琴南支所より東側約 1 k m に位置する農地。
*申請目的：農業用施設 (露天作業場・農機具置場)
～本申請地は、自己所有の宅地と農地の間に位置しており露天作業場等
として利用をしている。地目を現況どおりに変更するため、非農地証
明願が提出されたもの。
*登記簿添付：申請地～2 筆
適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 5) イ
耕作の事業を行う者が、その農地 (2 アール未満のものに限る。) を自らの耕作
又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合

番号 2 山林 (荒廃)
*申請地：川東字 [] 番 外 1 筆 地目 畑 合計面積 1382 m²
*農地区分：第 2 種農地～役場美合出張所より北東側約 1.3 k m に位置する農地。

***申請目的：山林（荒廃）**

～本申請地は、以前は葉タバコを栽培していましたが、山間部に位置し人手不足もあり、管理ができておらず、40年以上放置され荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

***登記簿添付：申請地～2筆**

***近隣の20年以上未耕作証明書添付**

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準

3) 20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

6) 利用状況調査により再生利用が困難な農地と判定された土地

番号3 山林（荒廃）

*申請地：川東字 [] 番4 外7筆 地目畑 合計面積4526㎡

*農地区分：第2種農地～道の駅ことなみより北東側約2.2kmに位置する農地。

***申請目的：山林（荒廃）**

～本申請地は、申請者の親が果樹を収穫していたが山間部に位置し人手不足もあり、管理ができておらず、20年以上放置され荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

***登記簿添付：申請地～8筆**

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準

3) 20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

6) 利用状況調査により再生利用が困難な農地と判定された土地

番号4 山林（荒廃）

*申請地：追上字 [] 番3 地目畑 面積704㎡

*農地区分：第2種農地～JR黒川駅より北側約1kmに位置する農地。

***申請目的：山林（荒廃）**

～本申請地は、以前はタケノコを栽培していましたが、労力不足等もあり、管理ができておらず、35年以上放置され荒廃竹林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

***登記簿添付：申請地～1筆**

***近隣の20年以上未耕作証明書添付**

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準

3) 20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

6) 利用状況調査により再生利用が困難な農地と判定された土地

会長

事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当委員、雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員

(補足説明 非-1)

12月17日に現地確認を行いました。申請人には会えませんでした。近所の方にお伺いしますと、申請地はかなり前から作業場として使用していたとの

ことでした。また、申請地の一部は小規模な農機具の置き場となっております。詳細については、事務局の説明の通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きます、番号2と3の担当委員、西岡委員さん、よろしくお願い致します。

西岡委員 (補足説明 非-2、3)
番号2の■■■■さんの件ですが、家はご自分ひとりで申請地は木が生えて、間伐する予定ではありますということです。後は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。
番号3の■■■■さんの件ですが、家を空けて15、16年ぐらい経つようです。後は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きます、番号4の担当委員、臼杵委員さん、よろしくお願い致します。

臼杵委員 (補足説明 非-4)
12月17日に現地確認を行いました。■■■■さんにはお会いできていませんが、平成24年にご主人を亡くされ相続されていますが、女性であるため、また83歳の高齢であるため、耕作ができない。こちらの家は空き家でありまして、大阪の方に転籍されていまして、今後も管理が出来ないということで、行政書士さんをお願いして、今回の申請に至っている状態です。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第4号について、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございます。

会 長 続きます、議案第5号、農用地利用集積計画しもん諮問の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(宇賀) (利用権設定 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第5号について、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございます。

- 会 長 続きますて、議案第6号その他の1番、国土調査にかかる農地の地目認定につ
きまして、事務局の説明を求めます。
- 事務局(藤原) (国土調査にかかる農地の地目認定について 説明)
- 会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようでございます。その他の1番について、承認することに異議
ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、その他の1番について、承認されました。ありがとう
ございました。
- 会 長 続きますて、その他の2番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求
めます。
- 事務局(宇賀) (合意解約・返還通知について説明)
- 会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、その他の2番について、承認することに異議ござ
いませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、その他の2番について、承認されました。ありがとう
ございました。
- 会 長 続きますて、その他の3番、農用地利用計画の変更についての件を議題としま
す。事務局の報告を求めます。
- 事務局(伊勢谷) (農用地利用計画の変更について 説明)
- 会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、その他の3番について、承認することに異議ござ
いませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、その他の3番について、承認されました。ありがとう

ございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)

1月の予定につきましてお知らせ致します。

| | | |
|-------|----------|-----------|
| 農地法申請 | 1月 5日(金) | 締め切り |
| 定例会 | 1月22日(月) | 午前9時30分から |

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。